

給与規定

合同会社 三衆刈谷

放課後等デイサービス まめっこハウス

第一章 総則

(目的)

第1条

この規程は、就業規則15条に基づき、職員に対する給与の決定、計算および支払の方法、締切 および支払の時期ならびに昇給、賞与に関する定めをすることを目的とする。

(給与の構成)

第2条

給与の構成は、次のとおりとする。

(基本給)

第3条

基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。

(通勤手当)

第4条

1 雇用契約書において通勤手当の支払いを定めた場合に支給する。ただし、上限は10000円とする。

2 通勤するために、公共交通機関を利用した場合には、通勤手当として実費を支給する。

3 自動車（バイク含む）通勤の場合には、ガソリン価格と自動車燃費の実勢を踏まえて、毎年4月に法人が定めた1kmあたりの交通費に、往復の通勤距離と出勤日数を乗じて算出した額を支給する。

(資格手当)

第5条

資格手当は、次の資格を持ち、その職務に就く者に対し支給する。 児童指導員・教員・保育士・理学療法士・作業療法士 社会福祉士・精神保健福祉士 時給200円増し（パートのみ）

基本給

（正社員 320000円：児発管、250000円：児童指導員等、パート時給1100円：最低賃金）

別紙、賃金一覧表（パートのみ）の規定になります。

通勤手当

資格手当（パートのみ）

割増賃金 時間外労働割増賃金

第6条

1 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。

1 日 8 時間を超える労働は 2 5 % 割増

第 7 条

1 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

2 産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に 基づく育児休業期間、介護休業期間及び子の看護休業期間の休暇の期間は、無給とする。

(臨時休業の賃金)

第 8 条

法人側の都合により、所定労働日に職員を休業させた場合は、休業 1 日につき労基法第 1 2 条に 規定する平均賃金の 6 割を支給する。ただし、1 日のうちの一部を休業させた場合にあっては、そ の日の賃金については労基法第 2 6 条に定めるところにより、平均賃金の 6 割に相当する賃金を保 障する。

(欠勤等の扱い)

第 9 条

欠勤に関しては当人と話し合いに理由を考慮した上で不利益が被らないように随時決定するものとする。

第 1 0 条

1 賃金は、毎月 1 5 日に締め切って計算し、翌月 2 5 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額 of 賃金は当該計算 期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

第 1 1 条

1 賃金は職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により賃金を支払う。

3 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担

(賃金の非常時払い)

第12条

職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために職員 から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

- ① やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
- ② 結婚又は死亡の場合
- ③ 出産、疾病又は災害の場合
- ④ 退職又は解雇により離職した場合

(昇給)

第13条

1 昇給は、会社が定める昇給制度(別表)によって、4月25日をもって行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

(賞与)

第14条

1 賞与は原則として、下記の算定対象期間に在籍した職員に対し、法人の業績等を勘案して下記の支給日に支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期 を延期し、又は支給しないことがある。

算定対象期間

支給日

1月1日より5月末日 6月25日

6月1日から12月末日 12月25日

(1回の賞与額 正社員 320000 円：児発管、250000 円：児童指導員等)

2 前項の賞与の額は、法人の業績及び職員の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。

3 賞与の支給資格者は、支給算定期間に3か月以上在籍し、かつ支給当日に在籍する者とする。ただし、支給当日に在籍しない者でも、定年退職者、および死亡退職者には支給することがある。

記載 令和5年11月 9日

改定 令和6年11月14日

改定 令和7年 3月 1日